

「幡多西部消防組合」障害者活躍推進計画

機関名

幡多西部消防組合

任命権者

幡多西部消防組合長

計画期間

・令和2年4月1日から令和7年3月31日

課題

・幡多西部消防組合においては、職員総数のうち大半が消防吏員で、法定雇用障害者数算定の基礎となる職員数から除外されているため、法定雇用障害者数は1人に満たない状態が続いており、これまでに中途障害者として身体障害者となった職員が在籍したことがあったが、個別の対応を行い、大きな問題は生じておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

目標

① 採用に関する目標

・本組合は、全職員が構成市町村からの出向であり、具体的な採用目標を掲げることは困難であるが、障害者雇用の推進に関する理解の促進について、構成市町村とともに課題を共有し、障害者雇用の不足数0を維持する。

② 定着に関する目標

・障害者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行う。

取組内容

① 障害者の活躍を推進する体制整備

- ・障害者雇用推進者として事務局長を選任する。
- ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。

② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・障害者の雇用に備え、他機関の事例の収集・検討を行う。
- ・身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・職員に対して、障害者雇用の理解を深めるためのパンフレット等を配布する。
- ・障害者を雇用した場合は、人事評価面談の際に障害者である職員に対し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な処置を講ずる。

④ その他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。